

第1日目（8月4日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。ただいまから平成26年第2回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席、中沢一博君より遅刻の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第88条の規定によって、議席番号16番・寺口友彦君、議席番号17番・中沢俊一君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本臨時会の会期については、去る7月25日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本臨時会の会期は、本日8月4日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日8月4日の1日間と決定いたしました。

○議 長 ここで総務部長並びに水道管理者から発言を求められておりますので、これを順次許します。最初に総務部長。

○総務部長 おはようございます。大変貴重なお時間をお借りいたしまして恐縮でございますが、昨日の午後3時ごろでございます。六日町の市街地から庄之又付近までだと思っておりますが、局地的に集中豪雨がありまして、十二沢川、寺裏都市下水路などが冠水いたしまして床下浸水の被害がありました。きのう現在ではございますが、被害状況をご報告申し上げます。

雨量でございます。六日町振興局の観測所では、3時までに時間73ミリ、その後10ミリで累計83ミリでございました。小栗山、三国、塩沢等周辺では10ミリ以下でございまして、ほとんど路面がぬれたりする程度の降りの状況でございました。

被害状況でございます。床下浸水が大和町1丁目、2丁目、伊勢町などで住家が37棟、うち2棟はアパート等の集合住宅でございます。それと倉庫等の非住家が4棟、計41棟の床下浸水が昨日時点で確認されております。なお、被害の詳細につきましては本日続けて調査を行っている次第でございます。以上ご報告申し上げさせていただきました。

○議 長 次に水道事業管理者。

○水道事業管理者 審議前の貴重なお時間をいただきまして本当に申しわけございません。去る6月議会の初日に報告を申し上げます水道事業の予算繰越報告について、報告の内容

に間違いがございましたので、議員各位に深くおわび申し上げるとともに、配付済みの正誤表により、前回6月議会の報告の内容のご訂正をお願い申し上げます。正誤表をご覧くださいと思います。

正誤表の上段が6月議会でご報告を申し上げました間違っただ報告の内容となっております。下の表が本来報告をすべき内容ということで間違いの表が上段、本来の数字が下の段ということになっております。間違いの内容でございますが、予算の資本的支出の支出区分の仕分の間違いということで、6月議会のときに予算の款項目であります、第1次拡張事業の翌年度繰越額が803万3,000円、それから改良費の翌年度繰越額が1億3,491万2,000円の合計で1億4,294万5,000円というふうにご報告申し上げましたが、本来報告をすべき内容は下の段でございます、予算の款項目としましては、改良費ということで翌年度繰越額1億4,294万5,000円、この財源の内訳としましては企業債が9,740万円、残りが損益勘定留保資金で4,554万5,000円ということです。不用額につきましては、上段の改良費の4,732万1,751円から803万3,000円を引きました3,928万8,751円ということで報告をすべきものでございました。

今回の報告の内容の間違いにつきましては、内部チェックでもって十分防げるミスであったと思っております。今後こうしたことがないように十分注意をまいりますので、ご訂正をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりいたします。

○議長 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また、議案に対する市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は委員会付託を省略し、議案に対する市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議長 長 日程第4、第59号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第59号議案につきましてご説明申し上げます。本案は予定価格2,000万円以上の動産の買い入れとなりますので、議会の議決すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議決事件としてお願いするものでございます。

議案の1ページをご覧ください。1の取得する財産の表示でございます。取得する財産は災害対応特殊救急自動車1台及び気道確保用資機材、自動体外式除細動器、輸血用資機材など高度救命処置用機材一式でございます、南魚沼市消防署大和町分署に配置するものでございます。

なお、このたび購入する救急自動車及び資機材となっておりますが、これは皆様ご存じの高規格救急自動車でございます。南魚沼市消防署大和町分署に現在配置されているものの更新でございます。当該車両が阪神・淡路大震災を教訓に全国の消防機関による応援を速やかに実施するため平成7年に創設、平成16年に法制化されました救急消防援助隊の登録車両となっております。国の緊急消防隊消防援助隊整備費補助金を受けてこのたび更新をいたしますことから、補助金交付要綱に規定します緊急自動車の呼称、仕様等に合わせたものとしております。2の取得方法でございますが、指名競争入札でございます。3の取得価格は2,898万720円でございます。4の契約の相手方でございますが、市内、四十日でございます新潟トヨタ自動車株式会社六日町店でございます。

めくっていただきます。3ページでございますが、物品購入仮契約書の写しでございます。納期は平成27年3月31日でございます。4ページをお願いいたします。入札調書でございます。7月14日に執行いたしました。3社の応札がございまして、税抜き2,683万4,000円、落札率99.99%で新潟トヨタ自動車株式会社六日町店が落札したものでございます。5ページ、6ページは契約の相手方の会社概要でございます。六日町店、相手方を含む新潟トヨタ自動車株式会社の概要となっております。ご覧いただきたいと存じます。

7ページから16ページが特殊救急自動車・高度救命処置用資機材の仕様書でございます。8ページから9ページは総則として車両、資機材の概要、納入までの諸手続、検査等が、9ページの下段から10ページには第2、シャーシ及び仕様といたしまして救急自動車の主要諸元性能等及び救急業務実施基準という総務省の消防庁が定めるものがございまして、それに掲げる要件などが規定されております。11ページから13ページは下段にございまして、11ページの下段、第3のぎ装及び付属物品としまして、無線電話、携帯型衛星電話などの積載装置及び12ページ上段4には、高度救命処置用資機材の仕様等が定められているものでございます。

めくっていただきまして14ページからは仕様書に規定いたします別紙1から3及び4がございまして、14ページから16ページまでは取り付け品及び付属品の詳細、17ページには車体に表示します意匠の図が記載されているところでございます。最終の19ページには購入いたします災害対応特殊救急自動車の外寸、装備、積載物等を記した図面を付してございまして、ご覧いただきたいと存じます。以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上ご同意を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 この機会ですのでちょっと確認も含めて聞かせていただきたいのですけれども、今、説明があり、緊急消防援助隊に登録してありまして更新の関係で国の補助を受けての更新だということでもあります。まず1点目に聞きたいのは、この仕様書と仕様書につき別紙があるのですけれども、非常に細かに仕様が掲げられています。これは先ほど説明がありましたように総務省がというか、補助の関係での仕様でこういうふうにもうおおむね決まっているのかというところをまず1点確認したいという点。

そして指名競争入札になっていますけれども、多分、指名委員会等で業者を決定したと思うのですが、そこら辺は当然、仕様書を踏まえての業者決定ということになっているのですけれども、そこら辺のいきさつというか、そうなっているのだったらなっているということ でちょっと説明をまず言っていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず1点目の仕様でございますが、議員おっしゃいますとおり補助金交付要綱に細かに仕様等が定められてございます。それに基づいたものでございます。

それから指名業者でございますが、やはりこういった特殊自動車でございますので、それを取り扱う者、実績がある部分で指名させていただいております。以上でございます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ということで、指名委員会を開いて多分業者決定をしたと思うのです。その割にはちょっと4ページ見てみますと、個人名は言いませんけれども、落札しなかった2段目の業者があります。これは県下でもこの辺では大きい医療機器の会社ですので、資材と いいますか契約の内容の救命処置用資機材の部分ですればこの業者も入ってくるのだろうけれども、自動車のととも含めて一括の契約ですので、そういうところの実績がこの業者はあるのか。そういう観点での指名という、一定の理由があるから指名したのでしょうか、あるのかということですか。

もうちょっとしますと一番下の業者でありますけれども、ここは一般車両とそしてまた除雪機械では大変いろいろよく出てくる会社です。けれども、こういう消防自動車等を取り扱えといえ取り扱うのでしようが、指名に加えて一緒に入札参加していただくようなそういうところの要素といたしますか、実績といたしますかはあるのかということ、それが2点目。

もう1点が辞退した業者があります。これは採用された車種からしますとちょっと勘ぐり過ぎかもしれませんが、大手の自動車メーカーの1つですよね。この仕様の中に採用された自動車メーカーでなければ対応できないような内容が含まれているために、辞退があったのかということも考えてしまうのですけれども、そうした場合、指名委員会でこういうことをあえて入れて指名参加をすれば、辞退せざるを得ないですよね。そこら辺の状況をちょっと参考までにお聞きしたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の、医科器械店、それから小出自動車につきましては、消防関係のほうと具体的に指名審査委員会前に資料等をもらいまして、実績等に基づいて指名をしたものでございます。

それから新潟日産自動車につきましては、辞退の理由についてそういう詳細の部分でのお話は聞いておりません。以上でございます。

○議 長 消防長。

○消防長 仕様書の内容の件でございますが、国内ではトヨタ自動車と日産自動車が、それぞれ標準型あるいは高規格の救急自動車を製作しているところでございますが、仕様書

につきましては日産、トヨタどちらのメーカーでもつくれる内容というふうに十分注意を
してつくっております。以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 入札とは直接関係はないのですが、こうした場合の国の補助率といいます
か、参考までに聞かせてほしい点が1点と。

あと災害の支援といいますか、その出かける範囲も聞かせてください。例えば先般の東日
本大震災では陸前高田のほうまで出かけて、本当にいい仕事をしてきてくださったそうで
すが、これが例えば東海とか向こうのほうまで要請があれば行く範囲に含まれかどうか、その
辺も聞かせてください。

○議 長 消防長。

○消 防 長 このたびの救急自動車の件につきまして申し上げますと、基準額が決まっ
ておりまして、それに対する2分の1が救急自動車、それから高度な救命装置の2分の1と
いうことで決まっております。

それから緊急消防援助隊の出動範囲でございますけれども、全国ということで、新潟県に
ついてはどこまでということもございますが、やはりその辺は総務省消防庁の考え方によ
ります。余り遠いところということでも派遣はできませんので、その辺は総務省の考え方
によるというふうに思っております。被害を受けていない近間の消防本部から順次というこ
とでやっていると私は考えております。以上でございます。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 この災害対応の救急車ですけれども、救援隊で出るということは素晴らし
いことだと思うのですけれども、出た際には1台が地域から抜けるわけだと思うのですが、
1台抜けることで消防力の能力低下ということはあるのでしょうか。それとも、今まで
はうまく運営ができていますので、これを災害用に取得して派遣できるようにするという
考え方なのかだけお聞かせください。

○議 長 消防長。

○消 防 長 現在、日本全国の744消防本部で3,600隊の緊急消防援助隊が編成されて
おります。南魚沼市消防本部では救急隊それから消火隊、救助隊の3隊を登録しているところ
でございます。東日本大震災の折にも消火隊とそれから救急隊で石巻のほうに援助隊とし
て行きましたが、要請は来ますけれども地元の消防体制が整わない場合には応援は出ない
ということが基本的な考えですので、東日本のときもそれぞれ3隊登録しておりましたけれど
も、3隊を同時に要請ということは国のほうからございませんでした。救急隊が行っている
ときは救急隊だけ、あるいは消防隊が必要になれば救急隊は地元に戻すという体制でやっ
ております。以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君　　2点ほどお伺いしますが、先ほどの入札の件であります。3番目の業者が辞退ということですが、前からもう私も再三言っていますけれども、その辞退が正式な理由としての辞退なのかというのをひとつ教えてください。

2つ目はこの車両と今度来年かわるわけですけれども、この車とかわるべき車両があるわけで、かわるといふふうに私は受けとめていますが……（「下取りです」と叫ぶ者あり）下取りですか。前の車両というのは、当時どれぐらいの購入価格だったか、もしわかったら教えてくださいと思います。以上ですがお願いします。

○議　　長　　総務部長。

○総務部長　　辞退でございますが、これは失念していたとか、入札があるのを忘れていたとかそういうものではございませんで、ここの業者さんの内情により辞退させていただきますということで正式に連絡を受けたものでございます。以上でございます。

○議　　長　　消防長。

○消　防　長　　救急車の価格の件でございますが、今ちょっとお答えができませんので、後ほど調べまして報告をさせていただきたいと思っております。

なお、今回入れかえをする救急車でございますけれども、総務省消防庁の示しております消防力の整備指針に基づきまして、予備車として消防本部に残す予定でございます。以上でございます。

○議　　長　　18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　　若干かぶるかもわかりませんが、トヨタでも日産でも対応できたはずだということです。そうした中で入札予定価格と落札額がほとんど同じと。99.99%で落札ということは、次の議案にもありますけれども、いつその事態があったかわかりませんが、非常に入札とは言えない結果ではないかと思っておりますけれども、いかがなお考えをしておりますか。入札をしなければならぬということをやっているやに思える節と思っておりますが、私の勘ぐりでしょうか。ひとつ所見を伺っておきます。

○議　　長　　総務部長。

○総務部長　　議員のおっしゃるような感覚での入札ではございませんというふうに認識しております。以上でございます。

○議　　長　　18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　　では、大体入札価格を決定するには、多分見積もりをとったりしたと思うのです。そして99.9%ということは、余りにも近似と申しますか、似てい過ぎると捉えるのは間違いでしょうか、担当者にひとつお聞きします。

○議　　長　　総務部長。

○総務部長　　入札の担当という意味ではないでしょうか……（何事か言うものあり）という内容ですか。（何事か言うものあり）

○議　　長　　議長を通しての発言をしてください。総務部長。

○総務部長　　見積もりで参考見積もりをとりまして、予定価格を決めているところでござ

います。それが近似的にあるというのは、当然ここの仕様を見てこういった内容の車、資機材を用意するわけですので、それを実際に取り引きしている会社がやるわけです。当然 100%近い価格で見積もる場合があっても、全くそれはその業者さん、ないしはそれを調達する部品のメーカーさんであれば、それに近い価格を出すのは当然あるところでございます。ただそこで競争をやるわけですので、どれだけその流通範囲で低減できていくかというのは、自分の会社等の業務・業績の中で進めるものですので、価格自体が近似になるのは決して想定できないことではございませんし、近似になっているのが適当ではないかと思えます。ただ、競争原理が働きますので、それ以降の実際の価格については、それぞれの会社の内容の部分であるかと思えます。以上でございます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 先ほど第 1 問目で、入札をせねばならないので、したかということを知っているわけですが、それには答えずにこういったお話で回答しているわけですが。予定価格とほとんど変わらない結果が想定できるのであれば、同じ仕様が日産とトヨタのできるのであるならば、辞退の理由がわかった時点で入札を取りやめ、随契で極力頑張ってくださいというほうが、私は結果としては非常にすっきりいくという内容ではないかなと思えます。

入札はどうしてもしなければならないのですか。そういう結果、入札とは何ぞやということがそこに出ていなければならないと私は思います。99.9%がこれは当たり前だと、どうしようもないのだと、こういうことであるのかどうかということですよ。

実際見積もりをしたり、事業所あるいは入札、あるいは積算をする段階で、何らかの折衝があるわけです。その中でもうこれ以上はならないという数字をつかんでの予定価格なのかどうかということだつて、では聞かせてもらわなければならない。結果ですよ、結果を承認してくださいということですよ。結果を承認してくださいということだから、いたし方なかったと。ぎりぎりの設定をさせていただいたということでないですか。誰が見たって入札で 99.9%が正しいなんて思う人はいないですよ——と私は思います。

では日産とトヨタでは見積もりの段階でもっと違うのかどうか、その辺が我々に説明がなければ……（「簡潔にお願いいたします。何回も同じことを繰り返さないで」の声あり）思いませんか。

○議 長 市長。

○市 長 辞退があった時点で随契にすべきだというおっしゃり方ですが、それはほかの指名業者が入札に参加するということでもありますから、それを排除して随契ということはできませんので、入札ということでもあります。

もし、ここで不調でどうしてもなかなか価格が折り合わないということになれば、最低価格者とまた調整をして随契ということにはなっていくかもしれませんが、これは 99.99%の中に入りましたので入札と。原則は入札ですから、これはもう議員ご承知のとおりであります。特殊なものを除けばですね。

それから、価格でありますが見積もりは当然とるわけです。我々がこれを積算できるわ

けではありませんから。その中で最終的に私のほうで予定価格を設定させていただくわけ
あります。見積もりのとおりにということではないわけでありまして。そこで、業者のほうもそ
れぞれ勘案した中でこういう数値が出てきたと、結果としてこうなったということでありま
すから。岡村さんは何かそこにみんなからくりがあるような勘ぐり方といいますかそういう
ことをしていらっしゃるかもしれませんが、そういうことでは全くないわけでありまして、そ
れは素直に受けとめていただかないと、例えばこれが80%になることだってあるわけです。
99、100%近いということもあるわけです。それはそのときそのときの入札者の形ですから、
これが超えていけばまた再入札。さっき言ったようにずっと折り合わなければ、また我々の
希望する価格で随契ということもあり得るわけでありまして。そういうシステムでやっていま
すから、変な疑念を持たれるようなことは全くやっておりますので、それはどうぞご理解
いただきたいと思いますと思っております。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 それこそ消防のほうにも何回かちょっと聞いたことがあるのですが、例え
ば東京都は20台買ったなら幾らだよで、1,600万円とか1,700万円だったよなんて、何でこ
ういうふうに安く買えるのか聞いてよねとか。あと、この間は愛知で5台で9,600万円ぐら
いの話があったのだけれども、高規格だったが何でこんなに違うのと。スケールメリットが働
くから安く買えるのかどうかと聞いたら、設備、資機材と車で別で買っているというわけ
です。今回ののは、要は国の補助金のやつで仕様書が決まっているので、県内でも例えば日本全
国でこれと同じ仕様のやつを買っているのがあると思うのです。そういうところのデータと
かを調べて、車一括で買うのがいいのか、それとも分離発注したほうがいいのかとか、あと
は台数まとめて買ったほうが安く買えるのか、競争は働くかとかそういう点を、今考えてい
るのか、今後考えていくのかどうかについてちょっと聞かせていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 複数台数購入ということがあったときに、それはスケールメリットは出る
かもわかりません。例えば2台、3台、それはそれでわかりません。今回は1台であります
から、我々も高く落札してもらえばそれでいいやなんて考え方は持っていませんから、そ
ういうことが想定される場合は、例えば一括、3台なら3台発注してみるとか、あるいは分離
をして発注するとかということも——これは仕様書でだめでしたからそれはできませんけれ
ども——ありとあらゆる手だてを指名審査委員会の中で考えながら、最低の価格で最高の結
果が出るように調整をしてやっているということをご理解いただきたいと思いますと思っております。

名古屋や東京ではこうだった、しかしこっちではこうだった、これはよくあることです。
よくあることですので、我々の地域でそういうことができるか否かというのはちょっとわか
りませんが、常にそういうことは考えながら、コスト意識を持ってやっているという
ことはご理解いただきたいと思いますと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第 59 号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 59 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第 5、第 60 号議案 工事請負契約の締結について（新・南魚沼市立病院（仮称）建築工事その 2）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第 60 号議案につきましてご説明を申し上げます。本案それから先走って恐縮でございますが、この後ご審議いただきます第 61 号、第 62 号議案の工事請負契約の締結につきましては、本年の議会 3 月定例会におきまして、労務費、資材の高騰、調達事情など建設工事に係る社会情勢によりまして、一部工種につきましては先送りということで分割発注をさせていただきます。ご同意を賜りました新・市立病院建設の未発注部分に係る工事請負に係るものでございます。

第 60 号議案は建築工事に係る部分でございまして、先月 7 月 22 日に仮契約を締結いたしました新・南魚沼市立病院（仮称）建築工事その 2 でございまして、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得に関する条例第 2 条に規定します予定価格が 1 億 5,000 万円以上の工事請負でございますので、契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。

なお、本案、第 61 号議案それから第 62 号議案資料といたしまして、新・市立病院建設に係る全体事業費の見込み、それと財源内訳及び建設後の病院事業会計の収支見込みを、お手元に配付させていただきました。内容につきましては後ほどご説明申し上げますのでよろしくお願ひ申し上げます。

それでは第 60 号議案の 1 ページをご覧くださいと存じます。1 の契約名称でございます。工事番号が南医第 4 号 新・南魚沼市立病院（仮称）建築工事その 2 であります。2 の契約の方法は随意契約でございます。見積もりによる随意契約でございます。先に申し上げましたとおり、本件工事は 3 月の定例会で工事請負契約の締結にご同意いただきました新・南魚沼市立病院建設に直接関連する工事の施工であるということから、変更契約という形態も含めて検討した次第でございます。変更契約という部分につきましては、国の通達で——当時は建設省でございました、建設省通達になっております——30%を超える工事は現に施工中の工事と分離して発注することが著しく困難なものを除き、原則として別途の契約とするものとするという、いわゆる変更契約のガイドラインが示されております。当市は市単独

で変更契約のガイドラインを定めておりませんことから、国に準拠しているところでございます。

そうしたことで今回の契約につきましては別途の契約とした上で、これも先に申し上げましたが本件工事が現に契約履行中の工事に直接一体的に関連しており、競争入札、一般なり指名でございますが——に付して現在履行中の業者以外の者に履行させることになった場合は、資材、器具、その他の点で割高になること、それから人員手配、施工監理等の複雑化などによって発注者たる本市が不利益をこうむる恐れがあると認められますことから、地方自治法の施行令第167条の2第1項第6号、それから南魚沼市の財務規則第129条第3項第6号に規定いたします随意契約が締結できる用件、競争入札に付することが不利と認められるときに該当するという判断をいたしまして、競争入札によらず随意契約によることが適当であるとの判断でございます。

3の契約金額でございます。9億3,268万8,000円でございます。3月でご同意いただいた部分が19億3,104万円で、合わせますと28億6,372万8,000円でございます。4の契約の相手方でございます。現在、発注済み工事部分を履行中の業者でございます本間組・高橋建設特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして3ページから5ページまでが建設工事請負の仮契約書の写しでございます。6ページをご覧いただきたいと存じます。見積調書でございます。税抜き見積額8億6,360万円で決定いたしました。請負率は97.66%でございます。8ページは工事概要でございます。9ページから15ページには先般もおつけいたしました配置図、それから1階から3階及び屋根の平面図と立面図を添付してございます。

工事概要についてでございますが、3月定例会でもご説明させていただきました、建築工事につきましては工程を考慮いたしまして、くい、基礎部分や鉄骨鉄筋型枠工事など、躯体構造部分を先行発注させていただいたところでございます。このたびの建築工事その2では、防水それから建具、内装及び家具、サインといった仕上げユニット工事などを主要工事として発注いたすものでございます。

工事概要の詳細それから冒頭申し上げました議案資料につきましては、医療対策室長から説明申し上げますが、よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 それでは7ページの工事概要につきましてご説明を申し上げます。工事名称それから工事場所でございますが、記載のとおりでございます。施設概要でございますが、3月議会にご説明を申し上げたとおりでございますけれども、延床面積が1万2,866平米ということになっております。病床数は変わりませんので140床、主要室につきましては記載のとおりでございます。

工事概要でございますが、今ほど総務部長のほうからご説明を申し上げましたけれども、3月において、くい基礎、それから鉄骨工事など構造体部分を中心に早期の資材確保や工事に必要なものを、先行発注し契約をさせていただいたものでございまして、今回はその未契

約分ということでございます。

工事概要につきましてそこに書いてございますが、構造は鉄骨で、階数につきましては地上3階建てということで、一部塔屋といいますかエレベータが上っていくところの3階部分がちょっとつくということでございます。土工事でございますが、設備及び電気の地下タンク設置のための土どめ工や土工事でございます。防水工事でございますが、これは屋根等の防水工でございます。金属製建具工事は一般的な窓枠等のほか、診察室の金属製の引き戸や検査室等の放射線や電磁波シールドがなされた特殊なものもこの中に含まれております。ガラス工事でございますが、これは窓等のガラスの設置でございます。塗装工事でございますが、外壁等の塗装でございます。内外装工事につきましては、一般的な内外装のほか特殊なシールド等も含んでございます。仕上げユニット及びその他工事につきましては、一般的なカウンター等のほか、検査室等で使用するちょっと特殊といいますか現場の声を聞いた戸棚類も含んでございます。以上、概要でございます。

図面につきましては3月議会でご説明を申し上げましたので、今回は省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、追加資料の説明をさせていただきたいと思っております。これは60から62号議案の関係の追加資料でございます。まずこれにつきましては、事業費についてと参考としたしまして新病院の収支につきまして、資料として配付をさせていただいたところでございます。

事業費でございますが、建設事業費につきましては、50億円を予定しております。財源につきましては、記載のとおりでございます。これらの記載した分につきましては、後年度当然償還が必要になってまいります。その財源の主なるものは交付税と医業収入ということを見込んでございます。

2番でございますが医療機器等でございますけれども、これは10億円となっておりますが、これ以内となるのか、あるいは若干増額が必要になるのかにつきましては、現在院内におきまして検討委員会等を中心に調整を進めているところということでございます。財源につきましては、記載のとおりでございます。病院事業債、合併特例債となっております。これらの記載した分につきまして後年度の償還財源につきましては、その主なるものは建設、建物と同じでございます。交付税と医業収入とを考えておるところでございます。

次に関連工事費等でございますが、11億5,000万円ほどになっております。これは建物の取り壊し及び整地などの県からの受託工事的な部分——これは県が直接すればいいのですが、我々が受託をもらうという財源になっております。それが若干の外構それから車寄せ等の最終的な工事費用及び移行費でございます。移行費用でそこへ1億円と書いてございます。これにつきましては、患者の移送の費用はもとより、今まで経験したことのない医療再編でございますので、例えば一時期、移行の時期でございますが、非常勤医師を手厚くといいますか多く集める場合が生じたり、あるいは県からの派遣職員を先行採用するという事態が想定をされるかもしれないということございまして、その移行に係るソフト部分への使用のた

め予備費的に予定をしたいと考えております。財源としましては記載のとおりでございます。

はぐっていただきまして、参考で推計と書いてございますが、収支でございます。これにつきましては若干私ども時間がない関係がございまして、4月の起債申請の協議時に内部資料として作成したものをつけてございます。したがって、建設費が50億円ではなく55億円とちょっと大目になっております。ただ、これは55億円で申請をしたものではございません。内部資料としてどこまでいけるかというやはり腹づもりが我々必要なもので、そのために作成をした資料でございますので、若干ずれた部分がございますが、ご了解をお願いしたいと思っております。

前提でございますが、去年の12月に特別委員会で出ささせていただいた患者数を基本としております。ただし、入院につきましては1日当たり120人という想定を病院事業のほうから出ささせていただきましたが、運営についての当然これは判断材料でございますので、病床利用率を計画より低く80%で112人とさせていただいております。また、電子カルテを導入しますと医業収入が7%程度上がるということでございますが、これも全国的にも上がるのは見えておりますけれども、その上昇分はこれには見込んでおりません。したがって、この資料はあくまでも病院運営の傾向などを見るための資料でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

平成28年度でございますが、収益的収支をご覧ください。収益から費用を引きますと損益が2億8,000万円ほどのマイナスでございます。資本的収支は記載のとおりでございます。傾向としまして平成33年ごろからを見ていただければわかるのですが、医療機器等の短期債の償還が完了すると収支のマイナスも減って、全体の運営を見ますと病床利用率などで頑張れば、名目上もそう大きなマイナスにはならないのではないかとというふうに我々は見ているところでございます。

参考でございますが、一番下の丸、現金収支を参考として記載させていただきました。病院運営を企業として見たときにはこの部分が非常に大切な部分と考えております。この部分が大きくマイナスになると、いわゆる現金の投入が必要になってくるものでございます。しかし、現在の試算でございますが——試算といわれれば試算ですが、現金ベースの収支は何かいけるのかなと考えているところでございます。ただし、この大きな大前提でございますが、いつも申し上げておりますように計画どおりの医師が確保できることと、魚沼基幹病院と連携して病床利用率をきちんと推計どおりといいますか予定通りの85%なりに上げること、これが前提の前の大前提でございます。そんなことで将来的にどうなのかということで、我々もこれは内部資料でつくったものでございますが、これを機会に皆様にまた見ていただき、こんな感じで今考えているのかというのがわかっていたいただければと思っております。以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 質疑を行います。

4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 3点ほど質問させていただきます。まず工事期間の設定であります、完

成期限が12月31日と記載されています。恐らく来年の6月、医療再編で開院に向けてその後も何らかの後片づけ等が発生することは理解していますが、12月31日に設定したちょっと理由を教えてくださいと思っています。

2点目ですが、先行発注分の7月末現在でしょうか、計画と実施で工事の進捗にどの程度影響が出ているのか。ここでは今後随意契約で、当然、後口工事の工程の影響に左右されるのではないかとと思っています。

3点目であります、似たような感じというか質問になるかも知れませんが、この平成27年6月に向けて、果たして順調に工事が進捗されるのか。建設本体工事が何月ごろまでにおおむねの完成を目指しているのか。市として管理する側として、今、工程管理のほうはどのようにやられているのか、その3点をお聞かせください。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 それでは1点目でございますが、工事期間12月31日の設定でございますけれども、再三申し上げておりますとおり建物が全てきれいに完成するという事は、逆に申し上げますとゆきぐに大和病院からの医療機器が運び込んできちんと——例えばMRIの部分なんて外壁はもう完成させないで置いて運んでくるということでございます。ゆきぐに大和病院がどういう形で縮小していくのかというのは、今、県とちょっとやりとりをしておりますが、それが現場サイドでどうなってくるのかで若干MRIが、逆に言えば8月になったり9月に当然移設が行われる事態もなきにしもでございます。その辺で若干余裕を持たせていただいたのと、書類の引き渡しは当然当時いろいろご議論があったところでございますが、5月だったかをめどにということで業者のほうにはお願いをしてといいますか、入札のところに付記させていただいたところでございます。病院という特殊な部分がございます、いつ、兼ね合いというのがちょっと読めない部分でございましたので、若干余裕を持たせていただいたというところでございます。

先行発注部分は計画どおり非常に——社会厚生委員会で申し上げたかと思うのですが、杭も無事業者が決定をいたしまして、今そろっと終わるところでございますが、あれを逃すとまた3か月、4か月工期が延びたわけでございますので、判断的にはよかったのかなということでございます。鉄骨につきましてもすぐ発注をさせていただきまして、何とか応急といいますか予定された時期に入ってくるということでございます。

非常にご心配をさせていただきます後口の発注でございますが、当初9月議会とも考えておったところでございますけれども、資材がまだ1月末からはほぼ横ばいできております。それよりも心配なのは、資材調達できない場合というのが非常に大きくずれ込むわけでございますので、今コンサルを含めて5月ごろ、全国の傾向、それから県の営繕課にちょっと照会をしたりしまして、何とかこの発注であれば資材が延びることがなくいくのかなということでございます。

開院時期でございますが、今これが契約がならないと最終的なスケジュールというのは、腹づもりはあるのでしようけれども、表に出せないという部分がございますので、今調整中

でございます。6月1日とは申し上げませんが、古い建物と場合には併用しながら医療機能は落とさずに何とか遅れずに開院したいというところでございます。以上でございます。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 工事概要の中に外構工事とか駐車場工事とかは含まれているのでしょうか。それが含まれていれば別にいいのですが、今後本体工事が終わらないと足場が撤去されなかったりとか、やはり外構工事、駐車場工事が終わらなければ、病院の機能としてオープンはできないと考えるので、その辺をちょっとお聞かせください。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 外構の件でございますが、財源内訳を見ていただければわかるのですが、今後ちょっと設計を急ぎまして、正直申し上げまして県とまたうちの設計額でそのお金をいただくのか、あるいは請負でもらうのかも含めまして協議する必要がございます。オープンに必要な最低限の外構につきましてはできるのかなと思っておりますが、当然主なる部分が今は病院があるわけでございますので、あれを取り壊さないといわゆる駐車場のメイン部分ができないという部分もあります。その辺、あれを壊しますともう病院がなくなるということでございますので、新しい病院ができて開院してから壊すという作業になります。若干ちぐはぐな部分が出てくるかとは思っておりますが、また国土交通省のほうにも仮設駐車場——あれは県からつくっていただきましたが、あれを延長してまた使えるように不自由のないようにということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 この件は3つの契約に分かれていますので、ちょっと共通するところがありますけれども、とりあえず60号議案ということですのでここを中心にお話をさせていただきます。関連がありますのでちょっとほかのところにも入るかもしれません。こういう形で契約がまた出てくるということは、最初から分離発注して先送りの部分があると、そして未発注の部分は別途また契約をするという話でしたので、私は形としては納得できるのですが、ただ、私が問題としているのは議会への諮り方です。最初は多分19億円ぐらいの建築関係の契約ですよね。それで図面が出ましてこういう形でやると。だけれども、これは分離発注で先送りするというか未発注部分があるのだという話がありました。けれど、その図面の中でどこをどうするかというのは明確にはない。全部網羅した図面ですから。今回の出てきたところは、9億円の新たな契約ですよね。それで出てきたのは、図面は前回の契約と全く同じ図面です。私たちは9億円の契約を議決するに、ここに文面が書いてありますけれども、どこがどうなって9億円、どこの部分を議決するのだというのが、この議場の中でもわからないのですよね。これでいいのかということです。

例えば土工事があります。それで前回、最初の当初契約のときも土工事1.0式となっていました。それで今回のところも1.0式です。素人が考えれば当初の1.0式というのは、1.0

式ではないのか。0.5 式なのかというそんなふうな見方だっしてしてしまいます。ですので、やはり議会の諮り方みたいなのは、こういう分離発注、未発注部分を今回したというのはわからないではないですが、もっと私たちがわかるように、市民がわかるようにして、議会議決を図らなければならないのではないかと考えていますので、そのところをご説明していただきたいと思います。

そうしないとなかなかまたいろいろのマスコミ等で、間違った解釈で報道される場合もありますので、この辺やはりきちんと議場の中での議決の資料といいますか、方法といいますか。そういうところはきちんとしておかなければならないと思いますので、考え方を。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 大変分離発注ということで、これは事態が、我々も正規の姿だとは全く思っておりませんで、イレギュラーであったなという感じでございます。基本的には一式、土工事だけはちょっと電気にくっついている部分、あるいは設備にくっついている部分がございますので、その部分をそれぞれの工種についての土工事分を発注していない部分を増やしたということでございます。あとにつきましてはほとんどここへ書いてあるとおりでございますが、工種で分けさせていただくのを基本にしたということでございます。

したがいまして、当初私が申し上げましたように構造体部分を先行発注したいということでございまして、分離発注にしましても多分基礎と例えば鉄骨という部分だけにして、あとは発注しないという手もあったのかなと思っておりますが、予算の中でさせていただいたということでございます。ここへ書いてございますが、今回建築の中に入れさせていただいたのは防水であり、あるいは金属製建具でございますし、ガラス工事それから塗装、内外装工事、最後の仕上げ、その他工事——その他工事は若干ですが、そのような内訳ということでございます。

図面自体をきちんと分けられればよかったのですが、1つの図面ということで大変恐縮でございましたし、また3月議会においても全体の中で私が説明を申し上げてしまいましたので、そういう部分でちょっとわかりづらいといいますか、非常にわかりづらい部分があったのかなとしております。今後こういうことがないようにしたいと思いますが、全体でこの図面の病院ができて上がるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 60号議案につきましては、3月のときの工事概要と見比べまして、今説明がありましたように若干私もわからないところではないわけです。その次の議案からはまた大変いろいろな問題があるわけです。ただ、こういうふうに説明をしていただいて、そして例えば防水工事にしたって屋根の防水だという話ですけれども、だって3月議会に屋根工事ということで1.0式ということで上がっていましたよね。当然あの建物の屋根工事となれば防水なんてものが入っているものということは、私たちも常識的に考えますし、市民だってマスコミだって常識的に考えますよね。それはそれでいいのです。だけど、そういうのが最

労している点は、私どももわかっております。であります、トップ責任者の市長としては、こういうこともあり得るのだということ、ほかの事業に関しても常日頃やはり心して市の財政に当たってほしい、そういうふう希望して質疑を終わります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 まず最初に先会の議決のときに、建築工事について未発注分は5億円から6億円という言い方でありましたが、今回9億3,268万8,000円ということであります。これについてやはり理由はもう少しきちんと話をすべきだと思うのです。今まで建築工事費については、労務単価とか資材の高騰とか東京オリンピックとかというムード的な話をされていたのですけれども、実際積算をした担当者としてみれば、やはりこれに至った膨らんだ問題——当初は30億円ですよ、当初30億円で建設、それも六日町20億円、大和町10億円なんて話から始まって具体化してきたのが33億円。それを12月に36億円、6月議会で50億円の継続費になっているわけです。そして、きょう示された中では、医療機器まで入れると60億円とこういう形になりますよね。そうした中で建設の段階とか計画の段階とかで、こういうことが起きてこういう建物につくりかえていかなければならないからこうなったとかと、そういった話がやはりきちんと示されるべきではないかと思えます。

どんどん膨らんだものを、議会で何だかわからない、どこまでどうだかわからないけれども承認をしていくというのではなくて、もう少し夢を実現するためだったら夢を語ってもらわないと私は困ります。その点をひとつきちんとお願いをしたいと思えます。9億円に絡んでのお話で結構ですが、よろしくお願ひします。

次に先ほども出ましたが、契約の工期です。これについての医療機器の搬入とかそういうものが終わらないうちはとか言いますけれども、それらは特記事項でやればいいことであって、契約の条件としてMRIの部分については、後で未完成で引き渡していただいでいいですよと、後で幾らですかということやっておけば、それが穴が開いたままになっているわけではないのですから。それは契約できちんとできることですので、いつまでに完成させていただくかということをややはり契約書にはきちんとうたうべきだと、そういうふううたってあるような、議事録を読んでもそんなような形に答えている部分があるのですけれども、実際工期はいつですと、3か月試運転期間が要りますので3月末ですよということが明確にされているのかどうか。そうしないと6月1日には稼働できないという話はずっと言っていたわけありますので、その点をひとつ。工期についてはやはり私はおかしいと思えますが、なぜそうしないのか、明確にひとつお答えをしていただきたいと思えます。

それからもう1点というか、今の前段の問題です。増工の問題、金額の問題、あるいは工期の問題、これらは全て多分室長一人でやっている問題ではないと思うのです。そしてまた今回のようなこういう異常事態が起きて入札価格が変わってきているということについては、当然財政も絡んできます。ですから、財政計画これが病院ばかりの問題ではない、いろいろな事業をやっているわけありますので、それらが全てこういった状況だということになれば、やはり建設計画と申しますか財政計画は、きちんと見直していかなければならないよう

に私はこの一件で感じたのです。実際こういった事業がひとつ——市民病院です。市民病院がプロジェクトでなる中で、どこが中枢を担って、そしてこれを見守っているのかというのは、これは市長一人でできる問題ではないと思うのです。それをひとつ明らかにしていただきたい。そうしないと全て室長の責任というような形になって、工期はどうだか、現場サイドに聞かなければわからないとかという話ではこれは困るのですが、これに至ってはやはり責任は重大だと私は思うのです。そういう点でひとつお聞きしたいと思います。以上です。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 それではまず1点目でございますが、建設工事といいますか建築工事の中でございますが、前にも申し上げたのですが、3億9,000万円とは言いません、3億9,000万円弱になりますが、金属製建具工事、内外装工事それから仕上ユニット及びその他ですが仕上ユニット工事の中に、病院独自のものがございます。特殊——例えば金属製のドアであればシールド化されたドアとか、あるいは引き戸それから壁がシールドになっていると、電磁波系とかあるわけでございます。それを当初私の判断が間違っただと言われればそうですが、備品で見ていたということでございますので、それを建築の中に溶け込ませていただいた。

1つの考え方としまして、償還、当然借りたお金ですので、返していく必要がある。どうやって返すかというやはりそこへ思いをしたときに、短期4年間で返すということになりますと非常に病院の運営に対するダメージが大きいという判断をいたしまして、建築に当初予算では3億9,000万円ほど備品費で盛っていたものを建築の中に溶け込ませていただいたということでございます。これはそういうストレートな説明をすればよかったのですが、先ほどの佐藤議員さんではございませんが、ちょっとストレートな言い方をしなかったもので、誤解のある部分かなというふうに思っております。

それから工期の面でございますが、12月31日工期、私どもの判断はそういう判断で行ったということでございますし、当然私どもはいつまでにつくらなければならないというのがあるわけでございます。病院も場合によると段階的な開院も目指すのかなという気がしておりますが、そういうふうな中でまた今回、きょう議決いただければまた正式にスケジュール調整をそう遅れないようにしてまいりたいと思っております。

それから財政に与える影響でございます。私が答えるべきかどうかはちょっと別としまして、基本的には先ほどの市長の答弁のとおりですが、ただ決して100%市税が入らないよということではございません。その辺はまた今般といいますか実施計画、基本計画といいますか、あの中にまた——当然でございますが財政も幾らでもいいよと言っているわけではございませんので、当然財政シミュレーションなりを見ながら、収支を見ながら精一杯——先ほど岡村議員さんがおっしゃいましたように先生方の夢もあるわけでございますので、どの程度夢をするのか。本当にこれほどの手術室は要らないのかと言いますれば、また6人もの外科医がいれば本当に思いがあるわけでございますのでその思い。それから市民に対する、特に塩沢地域につきましては冬期間のスキー産業というのもございますので、では整形が全く手術ができなくていいのかということになれば、いやそうではないだろうということでござ

います。その辺は財政は全体、また総合計画等々でやっておりますので、そこの中に反映をさせてきちんとした形でまたやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議 長 市長。

○市 長 市政の執行に関してどこがこうだあだという話ではなくて、最終的には全て私が責任を負わなければならない、負うつもりでおるわけであります。そういう中で財政問題につきましても、当然対策室が財政といいますかお金の面だけを出してそれで私がOKを出しているということではありませんで、当然財政も含めて長期的な視野の中でここまですでならいけるだろうと、そういうことを検討しながらやっているわけであります。

財政計画であります、前にもお話し申し上げました6月か9月の議会か、特例債の延長がまだ100%正式ではありませんが認められる状況でありますので、それらに合わせてなるべく早く新しい財政計画を作成して、議会の皆さん方にまたお示しをすところというお話を申し上げておりますので、今その準備中であります。病院もようやくこれでそう大幅な増額とか減額とかにはならないと思っておりますので、ようやく固まってきたというところであります。新しい財政計画は当然なるべく早目につくって皆さんにお示しをすところ。

それから開院時期であります、これは我々も当然基幹病院が6月1日という話になっておりますから、それに間に合わせるべくやっていくわけであります。ただ、不測の事態が生じた場合、例えば開院がちょっと遅れるとか——例えばですね、我々のほう——その場合には、今の県立の六日町病院でその間をきちんとやっていただくとか、いろいろのことを想定しながら今調整しているところであります。

もちろん私たちの病院ばかりではないわけでありまして、お隣の新しい小出病院も建築をしてそしてお医者さんを全部確保して、それが前提で180床とか190床とかということをやっているわけです。これもまだお互い流動的な部分がちょっとありますので、基幹病院の開院と同時に両県立病院が即廃止をされて、そして新しい病院に全部移るということはやはりちょっと時間的には無理かなという気がしておりますが、それは患者さんに迷惑をかけないような方向で県あるいは両市で調整をしながらやっていこう。ですから、大和病院が40床と言っていますけれども、とりあえず大和病院は199床で若干の期間はやるとか、いろいろのことを想定しながらやっています。前提は基幹病院に合わせてやっていくという方向を目指しております。

そしてさっき室長が触れましたように、この議決をいただいて即建設関係の皆さんと最終的な工期の問題もきちんと打ち合わせをして、実態をきちんともう一度把握をして、また県との調整、基幹病院との調整に入っていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 5億円から6億円という未発注が9億円になった原因というのは、特殊な建具であるということで、それについてはわかりました。聞くところというふうにはわかるわけです。聞かなければわからなくて、私たちは何を承認したのかというのがわかります。

今回ぐらい特殊な——先ほど室長がこのような分離発注は正規でない、イレギュラーだという言い方をしていますが——これだけ特殊な場合、設計を依頼した段階から計画をされて設計調書ができ、そして積算に入るわけですね。やはりこれぐらいの問題になると、設計調書も我々はチェックをしなければならないなと私は思いました。なぜならば、次に触れますけれども、概要がぴったり同じものがあるのです。そういった議案が1つ含まれているんですね。やはり調書上でもし本当に——設計調書というのは我々の財産ですから、私は公開してもこういう場合はいいのではないかと思います。そして比率もわかっているわけでありますので、入札後であれば何ら問題はないと思います。その点について明確に、3月の段階、この段階、そして今後どういった増工が出ていくかの問題を、これはきちんと示していくべきではないかと考えますが、お考えを聞いておきます

それから工期については、市長はこれから工程会議等で決定するというようなことでありますけれども、私はやはり一番大切なことは、基幹病院の開院日がかかわらないのであるならば、そこを目指すということで、工期をそこに設定するということが大前提だと思うのです。それが9月、10月、あるいは翌年に基幹病院が延びる、あるいは変則的な開院をするということであれば、今のままでいけばいいわけですから、ゆっくりしっかりつくってもらえばそれでいいわけですから。そういう点からしてみれば、非常に工期の設定を早急にこちらで決めて——業者さんの都合ではないですよ、業者さんは受けたのだから、と私は考えます。ひとつその辺、県との状況がどうなっているのか。それが動かないのであるならば、それを目指すということがこの段階できちんと示した考え方がなければ、うやむやでずっと行って、12月31日終わりましたと、ありがとうございますと、それで終わりですよ。所見を伺っておきます。

それから、財政計画については市長は見直しというかをすると言いますが、今回の一番の問題は病院サイドとしてみると降って湧いたような騒動で、これから収支計画が大変だなと私は思うのです。30億円が60億円、当初予定計画よりも大体倍になるわけですから、とんだ収支計画になるのかなと私は思います。今までで大変なのが医師さえ集まればいいという話でありますけれども、私はこの際しっかりと今回の騒動の理由をきちんと踏まえて、そしてルールをきちんとする。一般会計からはこれを持ちますと、あるいは病院事業会計であればとてもここまでしか持てないという見通しをそれぞれがきちんとして、そしてこの答申に関してのルールをきちんとすべきではないかと私は思います。そうでないと、病院債で返してもらうのだからいいのだという簡単な問題ではないなと私は考えますが、所見を伺っておきます。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 設計調書という話であります。議員もご承知かと思っておりますけれども、いわゆる設計額——我々がやっても同じです。設計額が出て、そしてその後予定価格を決定するわけです。ですから、予定価格と設計額との差がどうだという部分はつまびらかにしてまいりますと、これはなかなか難しい部分が出ます。それはご存じでしょう。例えば設計額が

1,000万円でありました。こっちで入札予定価格を950万円にしました。それによって皆さん方から入札をしていただくわけでありますけれども、その設計額と予定額の差を常につまびらかにするということになりますと、これはもうそれこそ入札という行為からちょっと外れる、官制談合みたいになってしまうわけです。そう思いませんか、それはそうでしょう。だって、そういうことで予定価格を私のほうでどの程度ということは申し上げませんが設定をしているわけでありますから。それが常に白日のもとにさらされるということになれば、その行為というのはでは何だと、では全部これで入札してくださいよと言っているものではないかということになるわけです。それはちょっと、終わった後であっても結局それを全部やっていきますと、大体設計額から何%落ちが予定価格なのだなど、これがみんなわかってしまうのです。そういうことはやはり慎まなければならないということであります。

発表できる部分は全部発表しますけれども、根幹になる部分については、例え議会といたしましても、秘密会でもやっていただければ結構であります。そうでなければちょっと公表できない部分もあるということをご理解いただきたいと思っております。

工期ですが、先ほども申し上げましたように、基幹病院は6月1日ということは今ももう公言をしているわけであります。我々も当然それに合わせてやっていくつもりではありますけれども、若干の前後は出てくる可能性もあるので、それについてまたきちんと打ち合わせをしながらやっていこうと。そして、例えば遅れる場合についてはこういう方法を考えなければならない。早まれば別に特別の方法はないわけであります。それをきちんと把握をした上で、県とまたきちんと調整をしていきたいということで、もう6月1日、我々もそこに目標を置いているわけでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

財政もさっき室長が別紙で説明をしましたように、おおむねこういう状況で病床利用率が80だとか入院が112だとか、こういうことを設定させていただければ、こういう状況になっていきますということです。これはそれこそ動いてみなければ、100%このとおりにいくとは限りません。病床利用率が85になるかもわかりませんね。いや、70になるかもわからない。この間はそれぞれありますからそれはそれとして、資本的収支あるいは収益的収支の中に一般会計からの繰入金、一応ここに概略の数字ですが明記してあるわけです。病院は病院としてまたこうして頑張っていたきたい、我々はこういうことをきちんと一般会計のほうから財政的な部分も出していこうと。そして、特殊な事態が生じてどうしてもこれ以上の部分を投入しなければならないというときは、先般もありました、大和病院のいわゆる赤字部分を、何億円か繰り入れをしてその数値に陥るのを免れたわけであります。そういうことはないとは言えませんので、そのときはそのときなりのまた対応をしていかなければならないということであります。ここに示した数字これが概略ですけれども、大体この方向を目指して病院ともどもやっていこうということでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1点、調書を示してきちんとすべきではないかという問いについて、設計

価格がわかると歩切りの数値が明らかになると、だからできないということでもあります。けれども、設計価格というのは、いつも皆さんはおっしゃいますが、今は見積りの精度がよくて寸分の狂いなく積算ができるのだということを言っています。ですから、寸分の狂いがないければ調書自体を示すことは、何ら問題ではないと思います。

ふだん聞くとそういう言い方をし、今度では示せと言うとそういう歩切りの問題それは入札に値しないとかという話をしますが、さっきの99.9%についても、寸分のオーバーだったら私はわかりますけれども、それにちゃんと収まるというあたりの99.9%ですよ。何社かいて1社だったらまだわかります。そういう議論をこの場のこの席で私はするものではありません。

先ほど室長も認めているように、こういった特殊な形での分離発注については間違いだったと、誤りだったということを言っているわけですから、それを私たちは検証して何ら問題はないというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1つお断りをしておきますが、室長はこのことが間違いであったということは一切言っていません。間違いではないのです。しかし、こういうことはできれば避けたかったけれども、想定外のことで非常にイレギュラーであったということを言っている。これは間違っただけなんて言っていません、間違いではありませんから。何も我々は違法なことをしているわけではない、間違っただけではありません。それはきちんと取り消してください。間違っただけではありません。やり方として今までどおりのようなことではなかった、イレギュラーの部分があったと、これは我々も認めます。当然であります、間違っただけのことを言っていれば、これは全部うそですから。間違っただけではありません。それだけははっきりしてください。

それから調書という部分ですが、我々が今2,500万円以上の価格も公表しているわけですね、価格は。ご存じですか。事前にやっているわけです。その中の細かい部分はしません。頭の金額だけ出して、こういう数字ですと。さあ、これに対して皆さんはどこまで下げていただくか、あるいはとてつもないかと、今はこういう入札をやっているのです。事前公表というのは、確か県内では私たちの市ぐらいになってしまったのでしょうか。これは何かと言いますと、今議員がおっしゃったようにいろいろ勘ぐる部分もあるわけです。99.99がおかしいとか、そういうことはいわゆる価格を公表しておくということについては、一切官製談合とかということはないわけでありますから、そういう疑念は絶対持たれないようにやっつけていこうと、ここからが始まりであります。

それで、調書そのものは今度は設計額ということになりますから、そこが非常に難しいということでもあります。それはご理解いただけるでしょう。あなただつて人の家のところへ見積もり持って行って1,000万円のできる、だけれども950万円にしたいと。これは相対でやるから結構ですけれども、競争入札でやった場合、では施主にもとの金は幾らだったのかなんてそれは施主は教えませんよ。普通そうではないですか。そうすると大体どのくらい下げているということがわかるわけですから。

ただ、私が歩切りをするとも言っていない。そういうことはやはり秘密にしておくべき事項でありますから、それはひとつご勘弁をいただきたい。こういう仕様でこういう部分というのは、ご希望であればそれは全部出しますよ。だけれども、そこへ金額を入れるということはひとつ勘弁をしていただきたい。これはずっとお願いだし、ほかのことについてもそうであります。ですので、予算書についてもいわゆる工事請負費というのは、総額ではぼんと出してありますけれども、一つ一つのものに対してきちんとした数値というのはそう出していないわけでありまして。これはやはり不正競争を防ぐという、そういう配慮をしながらやっているということでもありますのでよろしくお願いいたします。

ただ、設計なんかは今、本当にあれですね、ほとんどコンピュータ化されていますから、入力を間違ったりすれば別でしょうけれども、大体同じ数字が出るものだというふうに私は考えております。私は自分でやっていないからわかりませんが、おおむねもう仕様書を見れば単価もそういうものは大体わかるわけです。ですから、それから我々がどういう価格の調整をするというところにかかってくるわけです。これはそのシステムはご理解いただかなければ水かけ論ということではありますが、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 3回ですので質疑は終わりにいたします。質疑は終わりです。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 同僚議員から幾つか出ましたけれども、建築工事、未発注工事として防水工事、内外装工事、仕上げユニット、それで約3月の契約時点よりも6億円ぐらい増かなという分であったが今回は9億円と、比率にすると48.29%と大変な高率で上がっているわけです。議論を聞いていて釈然としないのは、今回の工事概要の中で例えば土工事であれば1.0式と、これが何%上がってこれだけになりましたというような資料がつけば、なるほどと合点もいくわけです。けれども、全体でこうだと。例えば先ほどの金属製建具工事についてはこれこれこうだと部分的に出されても、全くわからない。そういう説明ではなく、きちんとした数字を出して説明をしていただきたい。できるのかをお伺いいたします。

それから付属ということでいただいた資料の中で、関連工事費の移行費1億円ということでもありますけれども、今回の契約の中で支払い限度額が、建築工事については平成27年がプラス7億2,400万円となっている。これは同僚議員から出ましたけれども、基幹病院開院にはとても市民病院開院は間に合わないという中での移行費であります。その中で県職員の派遣に係る費用を含むという部分がありました。この部分については、例えばどれぐらいの規模で、どれぐらいの期間だということをご想定しての1億円という数字なのかどうかをお伺いしたい。

もう1点は裏側に参考ということで出された部分であります。新市民病院140床の収益的収支の中で、毎年一般会計から2億円ほどの繰り入れをしている。何とか140床の分についてはやっていけるであろうという概要の説明でありました。しかしながら、南魚沼市の病院

事業会計というのは、ご承知のように5億円という一時借入れの解消をどうするのかという大問題があります。ここの部分は当然現場と医療対策室のほうでも話し合いは十分に持たれたのだらうと思いますけれども、この数字を見る限りでいけば一時借入れの5億円の解消という部分はまず議論に入っていないと、そういう前提のもとでつくられた数字だと思えますけれども、この3点について伺います。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 大変、佐藤議員の質問からといたしますか、非常に私どもの配慮が足りなかったなというところがございます。大項目で出しておりますので、当初発注のときと確か同じ名前といたしますか、例えば土工事、土工事一式ということがあったのかなと考えています。ただ、項目ごとに幾ら明示、設計額幾らとかというのはちょっとご容赦願いたいと思っております。できる限り詳しい説明は、電気、機械のときはしたいと思っておりますが、できるかどうかちょっとわかりません。詳しく、多分同じ項目ですがこういう部分という説明をできるだけ入れてしたいと思っております。ちょっと配慮不足だったという気がしております。

それからもう1点でございます。県職員の派遣でございますが、今、最低限お願いしているのが人工透析に係る看護師でございます。これはやはり10名弱欲しいと——ちょっと人に対して欲しいというのは言いづらいのですが——これは腎友会さんからも非常に強い要望がございます、人がかわると非常に治療のときに不安を大きく感じるという要望がございます。なるべく緩和的に1年あるいは2年、3年かけて担当の看護師をかえていくようなシステムはとれないかということで、県のほうに申し入れをしております。場合によりますと4月ごろからもう相互乗り入れといたしますかになる可能性があるということでございますので、その辺をさせていただきました。

それから、いろいろ来年は医療再編の本番を迎えるわけですが、全体的に不足しているのが医師でございますので、その辺をどうするのかということで、当然患者の移送にしましても送り出すほう、それから受けとるほうでも医者が1人ずついないとできない作業でございますので、一時的にはその医師確保をどうするのかということでございます。ある程度私どもの病院の実績を見た中で、非常勤医師でこのぐらい要るのかなというので、ざっくりで1億円ということでございます。これが5,000万円で終わるか、あるいはもう少し少ないとちょっと移行期は患者に不安が出るよねということになれば、また議会にご相談申し上げ若干増やさせてもらうということになるかと思えます。いずれにしましても、新年度予算にはこれをまた反映させていきたいというところでございます。

それからもう1点でございますが、一時借入れ5億円。それにつきましては、この中には議論はございません。ただ、それも新年度予算の中では当然議論といたしますか逆に新しい病院を運営していくのに、ひと転がしするのにやはりある程度現金がないとできないという部分がございますので、それも含めて一時借入で対応なのか、あるいはいつか一般会計から借りるのかという判断も含めまして、また今後年明けと同時に新年度予算の編成がなから

終わるわけですが、それに向けてまた病院事業とは協議といいますか一緒に考えていきたいということでございます。以上でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1点目でありますけれども、イレギュラーという部分での分離発注という形でありますので、これは設計見積もりが幾らだったかということではなくて、契約をした時点で実はこうであるという数字でありますから、そういうところを、まさにイレギュラーであろうと思いますけれども、こういう数値がなければなるほどここは3割上がったのかな、これについては丸々4億円きたのかなという部分がわからないわけです。そういうのがなければ議会として、今度はいいものをこういうふうに入れますのでまたお願いしますと言われても、全体像がわかったとしても個々の部分について本当にそれがどの程度なのかというのがわからなければ、その都度に了承してくれと言われても、なかなか、はいわかりましたとすぐにはできないという部分です。こういう細かな資料がなければ、なかなか議員としてはなるほどという思いで賛成いたしかねるという部分もあるわけです。そのところは慎重にさせていただきたい。であるならば、個々に聞きに行った場合にこういう数字が出せるか。それは出せないはずですよ。となれば、こういう議事録に残る場で数字を出すというのが、私は本筋だと思います。

移行については、人数的なものは聞きました。要は期間であります。これの工事の完成期間が来年の12月いっぱいあります。そうするとその期間までの間にこういう移行を考えているのか、あるいはもっと長期なのかということをもう1回お聞かせ願いたい。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 どの工事が幾らというのは、設計費ベースでは出てまいりますが、これは先ほど申し上げましたように設計費を公表するということはいたしておりませんので、若干私どものほうで説明をさせていただいてということでございます。イレギュラーということですが、極力こういうことのないように努めてまいりたいと思っております。

それから期間でございますが、派遣の期間は6月1日に先立ちまして4月ごろから始めたいと思っております。人の動かしでございますので。派遣は法律で決まっております3年、最長5年ということでございますので、その間に私どものプロパー職員と患者さんと一体感を持っていただくということでいければなあと考えているところでございます。以上でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。簡潔にお願いします。

○寺口友彦君 数字の公表については、なかなか設計単価にかかわるのは難しいということでもありますけれども、これこそまさに議会としてどこまでその説明を受けて、議員として納得したのかということが問われる議案であります。ですので、非常に細かな部分ですが、資料として出していただきたいというお願いでしかなかったわけではありますけれども、今後このような事案が出てくることは当然予想されます。その際にどのようにしていけばいいかということ、執行部側でよく検討していただきたいということで質問を終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 60 号議案 工事請負契約の締結について（新・南魚沼市立病院（仮称）建築工事その 2）は、原案のとおり決定をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 60 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は 11 時 30 分といたします。ちょっと短いですが、お願いいたします。

〔午前 11 時 17 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午前 11 時 30 分〕

○議 長 日程第 6、第 61 号議案 工事請負契約の締結について（新・南魚沼市立病院（仮称）機械設備工事その 2）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 61 号議案についてご説明申し上げます。本案は前議案と同日、平成 26 年 7 月 22 日に仮契約を締結いたしました、新・南魚沼市立病院（仮称）機械設備工事その 2 につきまして、これも前議案と同様、予定価格は 1 億 5,000 万円以上の工事請負契約となりますので、契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。

議案の 1 ページをご覧くださいと存じます。契約の名称でございます。工事番号が南医第 5 号 新・南魚沼市立病院（仮称）機械設備工事その 2 でございます。2 の契約方法は随意契約でございまして、前議案と同事由によるものでございます。3 の契約金額は 2 億 4,246 万円でございます。3 月では 9 億 7,200 万円でございます。合わせますと 12 億 1,446 万円でございます。

4 の契約の相手方でございます。現在発注済み工事部分の履行中でございます、ダイダシ・NNC・北村商事特定共同企業体でございます。代表者、構成員につきましては記載のとおりでございます。3 ページから 5 ページまでが建設工事請負の仮契約書の写しでございます。6 ページをご覧くださいと存じます。見積調書でございます。税抜き 2 億 2,450 万円で決定いたしましたところでございます。請負率は 97.49%でございます。

7 ページをご覧ください。工事概要でございます。前議案と同様、分割発注とさせてい

ただいております未発注部分の発注でございまして、医療用のガス設備本体それから透析用の排水処理設備など衛生設備に係る工事を主なものとするものでございます。

工事概要については詳細を医療対策室長のほうでご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 それでは7ページの工事概要につきましてご説明を申し上げたいと思っております。同じ名前の工種があったりで割合がわからないということでございますが、私どももちょっと当初設計とまた比べてみないとわかりませんので、場合によりますれば特別委員会等々でまた割合といたしますかこうですよ、という——ちょっと設計額を公表するというのは私どもできませんが、割合ぐらいはできます。そういう配慮に欠けておった面がありますれば、また対応してまいりたいと思っております。

設備につきましては、空調一式それから衛生設備一式という当初の設計でございまして、今回ちょっと詳しく目にしておりますし、説明もできるだけ詳しくできる部分はしたいと思っております。

まず、給水設備でございますが、これは屋外に設置する鋼板製の受水槽の工事でございます。消火設備でございますが、これは火災時に作動するスプリンクラー、それから補助散水栓等の設置工事でございます。プロパンガス設備でございますが、これは屋外に設置するバルクタンク及び関連する施設工事でございます。医療ガス設備でございますが、病院で使用する酸素、窒素、圧縮空気それから吸引等の施設整備の工事でございます。それから透析排水処理設備でございますが、これは人工透析治療により発生する排水の処理層等の設置工事でございます。防火水槽工事でございますが、これにつきましては地下に設置する防火水槽の設置工事でございます。消雪設備は屋上の融雪施設工事でございます。空調設備。大きくくくれば空調設備工事と衛生設備工事になりますが、空調設備工事につきましては、自動制御それから計装設備、これは病院管内の冷暖房等の空調制御をする設備工事でございます。

以上、一式と書いてでございますが、これを全部含めた発注ということでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 前の議案と同じようなことになりますので、ごく簡単に言わせてもらいます。ただ、これはやはり言わなければならないところだと思いますので言わせてもらいますけれども、今、工事概要の説明がありました。今回の工事の内容はわかりました。だけれども、3月といいますか前回の当初の契約のときには、工事概要というのは空調設備1.0式、そして衛生設備工事1.0式、これで私たちは議決したのです。そのときにあわせて添付された図面が、先ほど見た全体を網羅した図面です。そこには全部の空調やらみんな入っているわけです。それで1.0式ということで私たちは議決をしたのですよ。今回この部分が出てきました。だけれども図面もありません、省略します、では——だから何

遍も言うようですけれども、私たちがこの議場の中に議決をさせていただくというのは、本当に重く感じているわけです。ですので、ではどこら辺を前回1式としてどこまでやって、そして今その後に未発注部分がここにあったからこれを発注しますというところがあって、それが2億4,000万円ですというのがないと、議決はこんなに軽く本当はされないのです。

ですので、私は今説明が前回と比べてあるのかと思って聞いたらないので、またこうして言うのですけれども、先ほども細かいところが要るようだったら特別委員会等で示したいという話がありました。私は細かい数字を言っているのではないのです。このところをやったけれども、ここが残ったから今ここを発注したのだというようところがわかれば、私たちは分離発注で未発注分があるということは前々から承知していますので、納得できるわけです。特別委員会でも結構ですので、そういうところの全体、そして3月契約した部分、今回の部分とわかるような、そういう資料みたいなところが出るのかどうかというところだけちょっとお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 前号の議案からもご指摘いただいております、我々が若干配慮不足という部分もあったわけでありまして、できる限り詳しい部分を精査しまして、図面に示せという部分なのか、あるいはここに今あげた項目で何%上がっているとかそういうことなのかそれらも含めて——さっき室長がちょっと触れましたように今までの議決事項についてもこういう形でやってきていたということがあって、簡単に言えば前例踏襲的な部分がありました。ですので、こういう特殊な部分についての配慮が私に欠けておったということでご理解いただいて、極力詳しい部分をまた後日、特別委員会等でお示しいたしますのでよろしく願いいたします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。岡村議員、簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 私はこの前、未発注事業1億円から2億円ということで、既に9億7,200万円を議決しているわけでありまして。明らかにするときのひとつの留意点を話しますが、今回の内容からいくと9億7,200万円で、今回示された一式それぞれの工事が2億4,200万円というのは、かなり低い数字だと私は直感で感じるのですが、そういうのをひとつ払拭する資料にさせていただきたいと思います。給水設備、衛生設備だけですよね、衛生設備と空調設備でこの前は9億7,200万円ですよね。それをひとつ明らかにできるかどうかお聞きしておきます。

○議 長 市長。

○市 長 ですので、数値的に幾らであった、これが今度は幾らになったということはちょっと控えさせていただきますが、パーセント的にこのくらい上がったとかあるいはこの部分だとかということは、できる限り精査をしてお示しをさせていただきたい。私たちの不手際ということをひとつご理解いただいて、そういう対応をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 パーセントで示すとか……。総工事費が機械設備で何億円だと、概算でいいですよ。そしてこの前の部分はここだと、これで概算幾らという形で示していただきたいのです。何か今いっぱいここへ書いてある部分は、とても2億円で上がる仕事ではないような気が、推測で申しわけありませんが私はします。やはりもう少しきちんとした説明がないと佐藤さんの話ではないですが、何を議決したのかわからない。以上です。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 形式はともかくといたしまして、当然それぞれ3工種というか建築があつたり、全部一律35%上がっているとか、40%上がっているという面ではございませんので、当然工種ごとに明らかに対表をつくれればこれとこれでこうなると。全体は設計から拾えば数量が出るわけです。数量まで出すかどうかは別にしても、概略はわかるようになると思います。ただ、ここは低いからおかしいとか言われても、いろいろ工種で取り合いがございますので、一覧表で出しますので、きちんとなると思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第61号議案 工事請負契約の締結について（新・南魚沼市立病院（仮称）機械設備工事その2）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第7、第62号議案 工事請負契約の締結について（新・南魚沼市立病院（仮称）電気設備工事その2）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第62号議案についてご説明申し上げます。本案も前2議案と同日の先月7月22日、仮契約を締結いたしました新・南魚沼市立病院（仮称）電気工事その2につきまして、予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約でございますので、契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。

議案の1ページをご覧ください。1の契約名称でございます。今ほど申し上げましたが工事番号が南医第6号 新・南魚沼市立病院（仮称）電気設備工事その2でございます。契約の方法につきましては、前2議案と同事由によります随意契約でございます。3の契

約金額でございます、2億1,978万円でございます。3月が5億9,400万円、今回を合わせますと8億1,378万円となります。4の契約の相手方でございますが、現在発注済み工事部分を履行中の関・小島・富山・吉田電気特定共同企業体でございます。代表者、構成員は記載のとおりでございます。

3ページから5ページが建設工事請負の仮契約書でございます。6ページをご覧ください。見積調書でございます、税抜きで2億350万円で決定いたしました。請負率にいたしますと98.24%でございます。7ページが工事概要でございます。先ほど来、こちらのほうの不手際もございまして、内容についてよく理解できない部分があるところがございます。それにつきましては特別委員会等、後日にまたわかりやすいような資料ということで市長が答弁しましたので、今回につきましては先ほどと同様の説明ですが、よろしくお願いたします。

分割発注の件につきましては、前2議案と同様でございます、このたび発注する部分は高压受変電設備、自家発電設備の本体機器、それと中央監視設備などの電気設備工事を主とするものでございます。

そのほか詳細につきまして、医療対策室長のほうがまたご説明いたします。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 それでは工事概要につきましてご説明を申し上げます。まず、受変電設備でございますが、これも当初発注では受変電設備一式となっておりますが、今般では高压受変電設備、キュービクル工事でございます。

続きまして電力貯蔵設備でございますが、これもありましたが今回の部分につきましては、医療機器は停電できない機器を多くそろえておりますということで、無停電電源設備の設置工事でございます。これは停電になって自家発が動くまでに大体10秒から40秒のタイムラグと申しますかがあります。例えば手術中にとまってしまうと10秒、20秒が命取りになる場合がございますので、自家発から電力供給されるまでの間をつなぐ設備でございます。

続きまして自家発電設備でございますが、これはディーゼル発電装置でございます。音響設備でございますが、これは手術室及び多目的施設で使用する放送用アンプ設置工事でございます。誘導支援設備でございますが、これは外来患者待合での呼び出し用の表示及び音声設備工事でございます。これは病院の待合等にあるものでございます。ナースコール設備でございますが、これは皆さんご存じのとおりナースコールの設置設備工事でございます。中央監視設備でございますが、これは病院内の電気施設を集中的に監視する設備工事でございます。

以上でございます。よろしくお願申し上げます。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の概要説明の中で3月の時点で示された一式工事と言いながら、今回

また一式工事で、若干の説明がありましたけれども、含まれている、いないの説明をやりすべきではないかと思いますが、いかがですか。どこまでが一式だったかという話は。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 どこまでといたしますか、今回受変電設備でありますといわゆるキュービクル工事以外は当初であったということでございますし、電力貯蔵施設につきましては、無停電装置といたしますかUPSの設置工事以外は3月発注であったということでございますし、自家発電につきましては発電機だけを除いた部分で発注をしてあるということでございます。以上でございます。

○議 長 あと4点は今回初めてですか。（「初めてです」と叫ぶ者あり）

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の説明の部分はわかりましたが、その下の問題はこの前の一式工事に全部含まれているのではないですか。ナースコール設備工事とか中央監視設備工事とか、一式でこの前全部概要説明の中に入っていますよ。（「議長」と叫ぶ者あり）いいですよ、それは後で答えてもらえればいいです。

それで、随意契約について質問をしますが、見積調書ということで予定価格を設定してこの見積額で決定ということだと思えるのですが、電気設備でいけば、この前99%で受注しているのですよね、今度は98.24%。非常に今回のその前段の機械設備も建築工事も、前回97.56、97.76というパーセントですが、建築工事に当たっては若干0.1%落ちています。また、機械設備については0.6%落ちているわけです。

随意契約というのを一番執行部としてやらなければならないことは、入札効果ではありませんので今度は随意契約ですから、いかに頑張ってくださいかということです。結果的には予算——要するに提示、予定価格内であるからいいのではないかという論でありますけれども、私が見積もり等はあくまでも見積もりですよね。これからの物価の高騰の予測、資材の高騰の予測、それらがこれにかかっていると私は思っているのです。

ですから、早く発注をしていただいて、そして早く資材を予約することによって、今、直前で請けた、要するに前年度請けた、あるいは基幹病院でもそうですよね、それでやっているのですから、私は極力頑張ってくださいための結果がここにあらわれるものと思っていました。8億円から11億円というのが、今回総額で14億円ですよね。14億円からの増について、当初3月議会終了後に言っていた8億円から11億円これに近づける、やはり結果を残すための努力が私は必要ではなかったかと思います。そういう点で所見を伺っておきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 前段のほうは別にして後段ですけれども、これはさっき建設工事のときに説明を申し上げましたように、当初は備品ということで予定をしておったのが、将来の返済部分も含めてそれを建設工事のほうに入れた部分が3億9,000万円、約4億円と説明をしたわけです。ですから、それを除けば今、議員がおっしゃった大体数字の中に増工分

は収まっていると、さっき説明したわけですからこれでひとつご理解いただきたい。決して8億円から11億円、大体11億円前後で収まったということですから。ですから、約4億円は工種の変更ということでご理解いただきたいということでもあります。それはさっき説明したとおりでご理解いただいたと思うので、そういう説明であります。では前段はお願いいたします。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 これが当初発注と今回の発注とダブっている部分があるのではないかとご指摘だと思っておりますが、当然ダブっている発注というのはないわけでございますので、これはまたこの後整理して皆さんにお示しできればきちんとしたものだと思っております。

それから、業者のことを思ってダブルで発注をするなんていう不心得な考え方は、全く私は持っておりませんし、こんなことが起こり得るのであれば、これはもう初めからの議論そのものが成り立ってこないし、入札自体が成り立たないという行為でございます。それは小さい部分で間違っている部分というのは、それはあるやもしれませんが、それはもう一度いい機会を与えさせていただきましたので、もう一度当初の工種とそれから今回の工種とを整理してみたいと思っております。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 総体的に見て、今回示された資料で建設事業費が50億円、そして医療機器等で10億円と。要するに60億円の事業費になったということは、これから市民に知らせるわけでありまして。非常に今現在、こういった病院はなくてはならない品物、本当にこれは一大事業ということは十分私も承知をしているつもりであります。病院整備によって、そして本来、今なかなか大変な方々が、とても国保を下げるところにはいかないとか、あるいは水道を下げるところにはいかないかというような感覚に陥ってはなあと配するところでありまして、最後に所見を伺って終わります。

○議 長 市長。

○市 長 どういう結びつけ方をすればそういうお話が出てくるのか私はわかりませんが、このことによって水道料金を上げようとか、国保を上げようとかなんてするはずがないではありませんか。上げるつもりもありませんし、今。ですから、これとふだん共産党といいますかあなたがおっしゃっている、国保を下げよ、水道料金を下げよという問題は全くリンクしませんので、それはひとつご理解いただきたい。

ですから、このことによって財政的に大変になってそっちのほうを今まで出していた部分を出さなくなるとか、あるいは値上げをしなければならぬとかということはありません。時節の変化の中でそれは出るかもわかれませんが、このことに起因をしてなんてことは全く考えてもおりませんので、それはひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 何例か入札関係が出てきましたから、参考までにお伺いしておきます。主に人件費の高騰が巷間言われているわけでありまして。では、こうして出てきた工事に要するに人件費、いろいろな地元への関係があるわけでしょうけれども、これがしっかり支払われているという確信が私どもは欲しいわけです。そういう点をこれから市として調査といたしますか調べてみる気持ちがおありかどうか。我々も議会人ですから、ちゃんとこれがしかるべき理由になって人件費高騰分が入っていると、それによってこういうふうになっていますということを説明したいわけですから、それについて取り組み方針があったら聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 公契約条例という話もありましたが、今はそういうことではなくて議員がおっしゃったように、先ほど触れましたようにこの後議決をいただきますと、関連の業者の皆さんと工程についてまた詳しく再検討するという機会がございます。その席でもきちんとそのことは申し上げて、よもやその部分を搾取しているなんてことが絶対に出ないように、それは我々もきちんと監視はしていきますのでよろしく願いいたします。

○議 長 質疑を終わることに……26番・若井達男君。

○若井達男君 先ほどからの第60号議案から62号議案の関係の中で、補足資料を地域医療対策特別委員会のほうに提出するという答弁が、市長またもしくは室長のほうからもいただいているわけです。これは特別委員会の委員ということでなく、やはりここにいる全議員のほうに提出を求めるものでございますが、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 特別委員会と申しあげましたのは、そこできちんと説明も含めてやるということでありまして、議会の皆さん方のほうで全員に配付せよということであれば、それはつくることはもう後は印刷をすればそれでいいわけですから、議長のほうからきちんとお話があれば、それはちゃんとそういう対応はさせていただきます。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 議長、ぜひともそういった取り扱いでお願いいたします。

○議 長 はい、特別委員会できちんと説明終了後、全議員に配付をさせていただきますと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 62 号議案 工事請負契約の締結について（新・南魚沼市立病院（仮称）電気設備工事その 2）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 62 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 63 号議案 湯沢町が南魚沼市に委託する事務の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 63 号議案についてご説明申し上げます。本案は特別支援学校、総合支援学校でございますが、その設置及び養護老人ホーム魚沼荘の建てかえに伴いまして、湯沢町が南魚沼市に委託する事務を追加変更するため、湯沢町が南魚沼市に事務の一部を委託することを明記いたしまして、委託事務の範囲等を定めた事務委託に関する規約の一部改正につきまして、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項で準用いたします同法 252 条の 2 第 3 項の規定によりまして議決を賜りたいものでございます。

今般の臨時会ではこちらの配慮不足でいろいろおわび申し上げているところでございますが、この件についてもここでおわびを申し上げさせていただきます。ただいま申し上げました事務委託の変更及び規約の一部改正につきましては、本年 2 月 28 日に湯沢町、南魚沼市で設置しております南魚沼地域広域計画協議会におきまして、協議が済んでいるところでございます。自治法の規定からいたしますれば、その後速やかに議会のほうへお諮りするのが適当でございましたが、今回のいわゆる議決を要する要件、法令が先ほど申し上げました準用規定でございまして、根拠法令の中にただし書きがございます。先ほど申し上げました湯沢町との協議会のようなものがございまして、その限りではないということで省くことができる規定がございます。

ただ、規約の改正、事務の追加変更につきましては、ただし書きは除くと、本文のみであるという規定になっておりまして、その辺を私どもそれから湯沢町ともにそこまで配慮ができずそのまま協議会の議決といいますか、決定をもって変更になるという解釈で事務を進めてまいりました。

それが県のほうとのこういった事務委任に関するものについての調査を提出する際に精査しましたところ、実際に議決を経た上で県のほうへ報告するということを理解しまして、ここで遅れてしまった形での議案の上程となっております。大変、法令遵守という基本的なことについてのミスでございまして、まことに申しわけなく思いますしおわびを申し上げます。

なお、今後につきましても、こういった基本的な法令については、しっかり多数のチェックのもとに進めてまいりますので、このたびの議案についてはご容赦いただき、この後の審議をお願い申し上げます。

それでは、議案の説明に入りますが、その前に湯沢町の状況でございます。同じような形での遅れが出ておりまして、先月の 7 月 29 日、湯沢町でも臨時会が招集されたところ

でございます。そこで、今回の一部改正につきまして上程し、可決されたとの連絡を受けてございますので、お知らせを申し上げさせていただきます。

それでは議案の内容についてご説明を申し上げます。3ページに議案改正の新旧対照表を議案資料として添付しておりますが、それによりご説明させていただきます。1点目でございますが、特別支援学校の設置に伴いまして第2条の委託事務の範囲におきまして第12号としまして、それから下段になります第4条第2項で各市町の負担割合を定める別表4がございます。そこでは第12といたしまして特別支援学校の管理運営に関する事務、それとそこに伴う負担割合の部分を追加させていただいております。

それから2点目は 養護老人ホーム魚沼荘の建てかえに係る建設費の負担割合でございます。先ほど申し上げました別表の中での負担割合の改正でございます。これまで財源としての市債を南魚沼市で一括起債し、これを各市町で案分してその償還分をして払うような式でございましたが、このたびの建てかえでは、南魚沼市、湯沢町それぞれが建設費の負担割合に応じて起債することといたしましたので、建設費の償還分を削除し、人口割率、以下を記載のように改めたいものでございます。人口割率、以下の記載につきましては、現実の状況を踏まえた中で協議会で決定された内容でございます。

1ページに戻っていただきまして、議案本体、今ほど申し上げました改正部分を記載のようになるわけでございますし、先ほどおわび申し上げたところでございますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から遡及適用させていただきたいものでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第63号議案 湯沢町が南魚沼市に委託する事務の変更に ついては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第 166 条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定いたしました。

○議 長 ここで議席番号 3 番・田村眞一君に対し保留していた答弁について、消防長から発言を求められておりますのでこれを許します。消防長。

○消 防 長 第 59 号議案におきまして、田村議員のご質問で保留をしておりました現在大和分署に配備の災害対応特殊救急自動車の購入金額についてお答えをしたいと思います。車両と装備を合わせまして 3,924 万 9,000 円でございます。高額でございましたが、当消防本部初めての高規格救急自動車ということで、隊員や救急救命士が訓練を行うための人形等もあわせて購入していただいたということから高額になったということでございます。以上でございます。

○議 長 以上を持ちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

○議 長 平成 26 年第 2 回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。

〔午後 12 時 08 分〕

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。総務部長。

○総務部長 朝一番についても貴重なお時間を拝借しました。ここでまたお昼にも貴重なお時間を拝借いたします。まことに恐縮でございますがよろしくお願いいたします。

現在、南魚沼市で応訴——訴えを受けているという意味でございますが——訴訟事件が 2 件ございまして概要等を報告させていただきたいものでございます。応訴しております訴訟事件は 2 件とも損害賠償請求事件でございます。

まず 1 件目でございますが、市内大月に住所を要する渡辺繁美氏を原告といたします住民監査請求を経ての訴状、いわゆる地方自治法の 204 条の 2 に規定いたします住民訴訟による損害賠償請求事件でございます。概要といたしましては、平成 25 年 1 月 22 日に六日町街づくり株式会社に南魚沼市が支出いたしました中小企業高度化資金返済補助金 2 億 9,000 万円が、六日町街づくり株式会社が解除すべき抵当権の解除費であり、補助金の支出を規定いたします同じく地方自治法の 232 条の 2 で規定してございます公益上必要ある場合には該当せず、当該補助金の支出は違法であるとしまして、南魚沼市長から南魚沼市に返還を求めるとするものでございます。

訴状の提出は平成 26 年 3 月 6 日、裁判所の管轄は新潟地方裁判所。南魚沼市のほうの訴訟代理人は市の顧問弁護士でございます黒岩海映弁護士及び渡辺信一郎弁護士でございます。これまでの経過を若干触れます。

本年の 4 月 16 日に第 1 回、6 月 11 日に第 2 回の公判、口頭弁論期日が行われまして、原

告の請求に対する被告の私どもの答弁は、原告の請求を棄却する判決を求めるとするものでございまして、認否それから被告側の主張が準備書面の提出をもって行われたところでございます。6月11日の第2回目の公判をもって結審として、来月9月10日には判決が出るという現状になっております。

もう1件でございます。これは平成22年当時の大巻小学校で、児童間に加害行為があったというものでございまして、その際被害を受けた同じ大巻小学校の児童のほうからの損害賠償請求事件でございます。

大巻小学校教職員のこういった事故といいますか事件に対する予見を含めた防止に関するもの、それから加害やきっかけや原因といったもの、被害全体の調査等を加害児童、被害児童の保護者に対する報告、これらを怠ったという過失について南魚沼市の責任を問うているものでございます。

国家賠償法の第1条、公務員の過失責任による賠償責任という部分がございますが、その条項に基づきまして市に損害賠償請求をするものでございます。南魚沼市のほかに関係児童の保護者——人数11名になります及び新潟県が被告となっております。訴状の提出は平成26年5月16日、管轄裁判所は東京地方裁判所の立川支部、南魚沼市の訴訟代理人は当該訴訟案件が、南魚沼市が平成22年当時加入していた全国町村会総合賠償補償保険の対象となりますことから、取り扱いの保険会社の契約弁護士高橋達朗弁護士と申しますが、ほか高橋弁護士の主宰する事務所の所属弁護士11人でございます。それから損害賠償請求額でございますが、今ほど申し上げた被告ごとに区分はされておられません。全体で5,101万4,690円の請求額になっております。

これまでの経過を若干触れさせていただきます。第1回目の公判が7月14日ということで通知されまして、それについて原告の請求を棄却する判決を求めるとしまして、認否や市側の主張につきましては、内容等の確認を行った上で追ってしますという答弁書を7月4日に提出いたしました。その後7月7日に南魚沼市と新潟県を除く他の被告から、管轄裁判所の移送——変えるという申し立てがございました。被告のほとんどが新潟県内、南魚沼市や長岡市ということで、管轄裁判所は新潟の地方裁判所の長岡支部が適当であるという申し立てがされておったことから、7月14日に予定された公判は延期されたところでございます。それですので、まだ1回目の公判も出ていないというような現状でございます。

以上、大雑把な概略でございますが、現在応訴しております2件の訴訟事件の概要等をご報告させていただきました。

○議 長 ありがとうございます。この後直ちに議会全員協議会を開催いたしますので、このままお待ちください。なお、執行部の皆さんは退席いただいて結構でありますのでよろしく願いいたします。ご苦労さまでした。

[午前12時15分]